

前橋市営住宅管理条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 公営住宅(市営住宅のうち改良住宅、再開発住宅及び店舗並びに特別市営住宅を除いたものをいう。以下同じ。)に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として市規則で定める者(現に同居し、又は同居しようとする者がいない者に限る。第8条第2項において「老人等」という。))にあっては第3号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第39条に規定する居住制限者にあっては第2号及び第4号から第6号まで)のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 削除</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして市規則で定める場合 <u>25万9,000円</u></p> <p>イ 公営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において、市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 <u>25万9,000円</u>(当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円)</p> <p>ウ 省略</p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p>(特別市営住宅の入居資格者)</p> <p>第7条 特別市営住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。ただし、市長が必要であると認められた者は、入居の資格を有するものとする。</p> <p>(1) 第5条各号(第3号を除く。)のいずれにも該当する者</p> <p>(2) 省略</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 公営住宅(市営住宅のうち改良住宅、再開発住宅及び店舗並びに特別市営住宅を除いたものをいう。以下同じ。)に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として市規則で定める者(現に同居し、又は同居しようとする者がいない者に限る。第8条第2項において「老人等」という。))にあっては第3号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第39条に規定する居住制限者にあっては第2号及び第4号から第6号まで)のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) <u>市内に居住し、又は勤務場所を有する者であること。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして市規則で定める場合 <u>21万4,000円</u></p> <p>イ 公営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において、市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 <u>21万4,000円</u>(当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円)</p> <p>ウ 省略</p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p>(特別市営住宅の入居資格者)</p> <p>第7条 特別市営住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。ただし、市長が必要であると認められた者は、入居の資格を有するものとする。</p> <p>(1) 第5条各号(<u>第1号及び第3号を除く。</u>)のいずれにも該当する者</p> <p>(2) 省略</p>